

	契 約 係 用
○	業 者 渡 し 用

令和 7 年度

業 務 委 託 仕 様 書

委託業務一覧表 通年業務委託番号 242

名 称 出先・予備用アルコール検知器保守(校正・点検)業務

特定随契の場合

その業者名 _____

要求課 運輸課

(外線 2 3 2 - 1 7 7 6)

担当者 田名辺 祥子(内線 5721)

仕 様 書

1 名称

出先・予備用アルコール検知器保守（校正・点検）業務

2 対象機器及び履行場所

(1) 対象機器

デジタルアルコールチェッカーFALC-11（フィガロ技研株式会社製）

(2) 数 量

21 台

(3) 履行場所

名 称	電 話	住 所	備 考
高速電車部 運輸課南北線乗務係	588-5087	札幌市 南区真駒内東町 1 丁目 1-20	南北線乗務庁舎
高速電車部 運輸課東西線乗務係	891-0101	札幌市 厚別区厚別南 1 丁目 8-7	東西線乗務係庁舎
高速電車部 運輸課東豊線乗務係	232-3735	札幌市 中央区大通西 2 丁目	東豊線大通駅構内 地下 1 階

※ 検知器の使用場所には上記以外の箇所も含まれるが、点検・修理を要する場合には、上記履行場所まで当局にて移送する。

3 業務の内容

(1) 保守（校正・点検）

検知器の校正・点検作業は、1 年経過もしくは使用回数 10,000 回到達のどちらか早い時期に行い、当該作業に要する費用は保守契約金額に含むものとする。

また、校正・点検作業に伴う機器の受け渡しは、受託者が履行場所まで直接訪れることとし、機器を引き取る際、当局に代替機器を貸与すること。

(2) 臨時修理

検知器に故障及び損傷が発生した場合は、その都度迅速な修理を行うこと。

(3) 完了報告

受託者は、業務完了後直ちに「業務完了届」を委託者に提出し、委託者の検収を受

けること。

4 故障時の取り扱い

修理に関する費用は、受託者の責めに帰すべき事由によらない場合、委託者にて負担する。

5 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

6 支払の時期及び回数

業務完了後1回払い

7 その他

- (1) 保守（校正・点検）に際しては、事前に担当課と打ち合わせをすること。
- (2) 本仕様書により疑義が生じた場合は、当局担当者と協議し、遺漏のないようにすること。

業 務 完 了 届		
年 月 日		
札幌市交通事業管理者		
交通局長 芝井 静男 様		
住 所		
受託者 商号又は名称		
職・氏名		
印		
業務名		
上記業務は 年 月 日に完了したのでお届けします。		

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

-----（以下、札幌市交通局使用欄）-----

受 付	年 月 日	完了を確認した職員 (氏名)	印
-----	-------	-------------------	---

課長	係長	係

この業務の完了検査に係る検査員に下記の者を命じ 年 月 日に検査を実施してよろしいか。		
検査員 （役職・氏名）		